

京都市就学指導委員会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則17号

京都市就学指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 条例第3条に規定する教育委員会が適当と認める者は、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童及び生徒の就学に関する専門的知識を有する者とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 就学指導委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、就学指導委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(就学指導委員会の招集及び議事)

第4条 就学指導委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの就学指導委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 就学指導委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 就学指導委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 就学指導委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、就学指導委員会において意見を聴取したうえ、委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を就学指導委員会に報告しなければならない。ただし、条例第6条第2項の規定により部会の決議をもって附属機関の決議とするときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 就学指導委員会の庶務は、教育委員会事務局指導部総合育成支援課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、就学指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の就学指導委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に就学指導委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)